

第三号

徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。  
別表第一に次のように加える。

八十五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十六条第一項の規定に基づく製品検査命令に係る検査

八十六 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査

八十七 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査

徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第五十一号）第七条第二項に規定する金額

一万六千円（その形態により食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）第三条ただし書の規定の適用を受ける営業（以下「特殊営業」という。）のうち、臨時的季節的営業に係る許可の申請に係る審査にあつては八千八百円、その他の営業に係る許可の申請に係る審査にあつては一万七千円）

九千六百円（特殊営業のうち、臨時的季節的営業に係る許可の申請に係る審査にあつては五千二百円、その他の営業に係る許可の申請に係る

<p>八十八 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>審査にあつては六千四百円 一万四千元（特殊営業のうち、臨時的季節的営業に係る許可の申請に係る審査にあつては七千七百円、その他の営業に係る許可の申請に係る審査にあつては九千三百円）</p>
<p>八十九 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>一万四千元</p>
<p>九十 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>一万四千元</p>
<p>九十一 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万千元</p>
<p>九十二 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万千元</p>
<p>九十三 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万千元</p>
<p>九十四 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査</p>	<p>九千六百円</p>
<p>九十五 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>九千六百円（特殊営業のうち、臨時的季節的営業に係る許可の申請に係る審査にあつては五千二百円、その他の営業に係る許可の申請に係る審査にあつては六千四百円）</p>
<p>九十六 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万千元</p>
<p>九十七 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>九千六百円（特殊営業に係る許可の申請に係る審査にあつては、六千四百円）</p>
<p>九十八 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉製品製造業</p>	<p>二万千元</p>

<p>の許可の申請に対する審査</p>	<p>九十九 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>九千六百元（特殊営業に係る許可の申請に係る審査にあつては、六千四百円）</p>
<p>の許可の申請に対する審査</p>	<p>百 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万千円</p>
<p>の許可の申請に対する審査</p>	<p>百一 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚肉ねり製品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>一万六千円</p>
<p>の許可の申請に対する審査</p>	<p>百二 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万千円</p>
<p>の許可の申請に対する審査</p>	<p>百三 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万千円</p>
<p>の許可の申請に対する審査</p>	<p>百四 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万千円</p>
<p>の許可の申請に対する審査</p>	<p>百五 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>一万四千元</p>
<p>の申請に対する審査</p>	<p>百六 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万千円（特殊営業に係る許可の申請に係る審査にあつては、一万四千元）</p>
<p>の申請に対する審査</p>	<p>百七 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく氷雪販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>一万四千元</p>
<p>許可の申請に対する審査</p>	<p>百八 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万千円</p>
<p>の申請に対する審査</p>	<p>百九 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくマーガリン又はシヨートニング製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万千円</p>
<p>の申請に対する審査</p>	<p>百十 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>一万六千円</p>
<p>の申請に対する審査</p>	<p>百十一 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく醤油製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>一万六千円</p>

可の申請に対する審査	一万六千円
百十二 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査	一万六千円
百十三 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	一万六千円
百十四 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	一万四千元
百十五 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	一万四千元
百十六 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査	一万四千元
百十七 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	二万千円
百十八 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	二万千円
百十九 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	二万千円
百二十 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の二の規定に基づく理容所の検査	一万六千円
百二十一 興行場法（昭和二十三年法律第二百三十七号）第二条第一項の規定に基づく興行場の許可の申請に対する審査	一万四千元（仮設興行場に係る許可の申請に係る審査にあつては、七千円）
百二十二 旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第三条第一項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	二万二千元
百二十三 旅館業法第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	七千四百円
百二十四 公衆浴場法（昭和二十三年法律第二百三十九号）第二条第一項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査	二万二千元

<p>百二十五 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第三条第一項の規定に基づく化製場の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>一万九千円</p>
<p>百二十六 化製場等に関する法律第三条第一項（同法第八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく死亡獣畜取扱場（同法第八条に規定する施設を含む。）の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>一万二千元</p>
<p>百二十七 化製場等に関する法律第九条第一項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査</p>	<p>六千元</p>
<p>百二十八 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第五条の二の規定に基づくクリーニング所の検査</p>	<p>一万六千元</p>
<p>百二十九 クリーニング業法第六条の規定に基づくクリーニング師の免許</p>	<p>五千六百元</p>
<p>百三十 クリーニング業法第七条第一項の規定に基づくクリーニング師試験の実施</p>	<p>七千元</p>
<p>百三十一 クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）第一条第二項の規定に基づくクリーニング師免許証の訂正</p>	<p>二千九百元</p>
<p>百三十二 クリーニング業法施行令第一条第三項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付</p>	<p>三千四百円</p>
<p>百三十三 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第六条又は第十八条の規定に基づく犬の抑留中の飼養管理及びその返還</p>	<p>一頭につき、七百元に抑留の日数を乗じて得た額と二千三百円との合計額</p>
<p>百三十四 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第四条第一項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万二千元</p>
<p>百三十五 と畜場法第四条第一項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>一万円</p>
<p>百三十六 と畜場法第十四条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく獣畜のと殺又は解体の検査</p>	<p>イ 牛 次に掲げる牛の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生後一年以上の牛 一頭につき八百円</li> <li>(2) 生後一年未満の牛 一頭につき五百円</li> </ol> <p>ロ 馬 次に掲げる馬の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 体重が二百キログラムを超える馬 一頭につき八百円</li> </ol>



衛生総合管理者（同項第八号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録

百五十一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第三条の規定に

基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査

百五十二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項の規定に基づく食鳥処理場の

構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査

百五十三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第一項から第三項までの規定に基

づく食鳥検査

一羽につき三円（県の休日（徳島県の休日）を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）に行う食鳥検査にあつては、四円）

百五十四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十六条第一項の規定に基づく確認規程の

認定の申請に対する審査

五千五百円

百五十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十六条第二項の規定に基づく確認規程の

変更の認定の申請に対する審査

二千三百円

別表第一の備考に次の二号を加える。

三 食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合におけるこの表の八十六の項から百十九の項までの手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、それぞれこれらの項に定める金額の十分の九に相当する金額とする。

四 この表の百二十七の項の事務について、一個の施設又は同一の構内にある数個の施設に關し同時に数件の化製場等に関する法律第九条第一項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請が行われるときは、これらの申請は、一件の申請とみなす。

別表第二に次のように加える。

七 別表第一の百五十三の項の事務  
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

組織の再編に伴い、徳島県危機管理関係手数料条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。